

## 『産業福利』第1巻の「発見」とその意義

Umeda, Toshihide / 梅田, 俊英

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

591

(開始ページ / Start Page)

84

(終了ページ / End Page)

85

(発行年 / Year)

2008-02-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003872>

## 『産業福利』第1巻の「発見」とその意義

梅田 俊英

『産業福利』は、1926年1月に内務省の外郭団体である産業福利協会によって創刊された雑誌（ただし第1巻の形態は新聞型で、内容的には連載記事が多く雑誌の形をとる）である。同誌は、1944年の戦時中まで一貫して刊行され、労災防止などの活動の中心にあったものである。ところが、これまで1926年刊行の第1巻はどこにも存在が明らかでなかった。大原社研の協調会旧蔵文庫においても27年の第2巻以後のものしか所蔵していない。さらに、国会図書館ほか各大学図書館などにもない。我々協調会研究会（梅田俊英・高橋彦博・横関至）は、長年その第1巻を探し求めていた。ところが、07年7月、その第1巻（ただし、原本には号数表示はない）の所在が明らかになったのである。同巻は08年9月、柏書房から復刻刊行される。

発見のきっかけは、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターの書庫に蒲生俊文の文庫があることがわかったことである（横関がインターネットで検索）。蒲生といえば『産業福利』の最初から最後まで編集発行人である。もしかしたら、同センターに『産業福利』第1号があるかもしれないと、電話をしてみた。すると、同センター作成のデータベースには「創刊号がある」とのことであった。そこで早速同センターの書庫を閲覧させていただいた。ところが容易には発見できなかった。同書庫が図書館のよ

うに分類整理されておらず、まさに「書庫」だったからである。第1回目の検索は不成功に終わり、再度の検索でやっと見つけ出すことができたのである。書庫の存在箇所の先入観を捨てて、無心に検索することによって所在を確認することができた。同誌は「蒲生文庫」ではなく「武田晴爾文庫」に存在したのである。武田晴爾とは産業福利研究会（後期の『産業福利』発行の主体）の理事だった人物である。

原本はA4大の新聞型で、ハードカバーにより1926年発行の第1巻全号が製本されていた。表紙には「産業福利創刊号」とあるが、「創刊号」だけでなく26年発行の全号が含まれていたのである。原本には「財団法人協調会産業福利部産業福利博物館」の印が押されている。また、「全安連図書室」の印もある。製本された後、同博物館の所蔵となり、戦後、全日本産業安全連合会（1953年2月設立。略称「全安連」）にいき、その後、何らかの事情で武田晴爾が所蔵し、その後同センターに収蔵されたものと考えられる。

発行状況は、26年1月20日の創刊号から12月1日の第11号で、欠号はない。頁数は、はじめは4頁と少ないが、少しずつ増えていき第11号では12頁建てとなっている。創刊時には定価の記載がない。以上から、当初は公的に刊行するのではなく関係者などに配布することが考えら

れていたのかも知れない。それが好評だったためにだんだんページ数が増やされ、定価もつけられたと予想できる。これは現在、図書館など公的な文書館にどこにも収蔵されていない理由にもなると考えられる。

『産業福利』創刊号には、産業福利協会会則などが掲載され、これまで不明だった同協会設立の主旨が明らかとなった。ほかに、健康保険

法や改正工場法などについての解説があり、当時の社会政策推進のリーダーとして、同誌が果たそうとしていた事情を読み取ることができる。同誌の発見は、この時期の研究のブランクを埋めるために大きな役割を果たすこととなる。

（うめだ・としひで 法政大学大原社会問題研究所 兼任研究員）

# 産業福利

第一號  
15. 1. 20

東洋色正社町馬場九番地  
 編輯人 蒲生俊文  
 印刷所 大塚茂三郎  
 印刷所 株式会社屋印刷所  
 東京市東區馬場三丁目十五番地  
 東京市東區馬場三丁目十五番地  
 發行所 産業福利協會

## 産業福利協會の設立

本邦工業の進歩は比年誠に著しきものありと雖、更に之が健全圓滿なる發達を圖らむとすれば勞資協和して共同の目的の爲めに協力することを要す。工業災害を防止し勞働者健康を増進し被働者の福利を圖るは勞資の協和を得るところにして又工業の根本を培養し其隆盛を致す所以なり。從來各地方に於て勞働法規の圓滑なる施行を圖り且つ勞働者の福利を増進する爲めに既に工業懇話會又は工場衛生會の如き組織を見るに至れるは斯界の爲めに踴躍の至に堪えず。然れども一歩を進めて之等各團體に於て互に提携聯絡するときは一層其の効果を大ならしむべきは何人も疑はざるどころなり。茲に於てか大方の熱心なる賛同の下に産業福利協會を設立し、之が聯絡提携の中心たる中央會の機能を發揮せんことを期す。

協會は其聯絡機關たるが故に印刷物其他に依りて會員相互の聯絡を圖り必要な智識方法を供給し依て以て會員本來の目的に向つて指導と援助とを爲さむとするものなり。協會が特に將來に向つて努力せむとするところは安全、衛生、福利施設能率増進等に關する有益なる參考資料を提供し之等の運動を助長せんとすること原なる。

附言 未だ本會に入會なき團體に在りては早く之に入會し充分之を利用せられむことを希望す。

### 産業福利協會會則

第一條 本會ハ工業災害ノ防止、勞働衛生ノ改善及被働者ノ福利ノ實現ヲ圖リ

### 亦同ジ

前項ノ會費ハ毎年四月一日之ヲ納付ス但シ新ニ入會スルモノハ入會年度ニ於テハ入會ノ際ニ之ヲ納付ス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
 理事長 一名  
 理事 一名  
 理事 一名  
 理事 一名

第七條 會長ハ社會局長官トシ理事長ハ社會局第一部長トシ理事ハ會長之ヲ囑託ス

會長ハ本會ヲ代表シ本會ニ關スル事務ヲ總轄ス

理事長及理事ハ豫算ノ作成、事業ノ遂行其他本會ニ關スル事務ヲ處理ス

第八條 役員ハ總テ名譽職トス

第九條 本會ノ庶務ニ從事スル爲メ左ノ職員ヲ置ク  
 幹事 若干名  
 書記 若干名

幹事及書記ハ會長之ヲ囑託又ハ任命ス

第十條 本會ニ顧問若干名ヲ置ク  
 顧問ハ本會ノ目的タル事業ニ關シ學識經驗アル者並關係官吏ニ付會長之ヲ依頼スルモノトス

第十一條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ終ル

第十二條 本會會則ノ改正ハ會員過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ行フ

## 産業福利協會の配付書目

産業福利協會は左記書類を會員に配付したり。  
 十二月十六日配付の分

### 助成者の希望

- 一、福利技師を養成すること
- 二、婦人工場監督官を養成すること
- 三、高知縣工業會長よりの希望
- 四、工業會等の主催に係る講習會講演會に對し講師を派遣すべく之が規定を設けること
- 五、活動寫眞の「フィルム」を購入して之を貸付くるべく之が規定を設けること
- 六、工業會等の發行に係る會報の原稿として工業の發展職工の保健衛生其他福利施設等に關する記事を頒布すること
- 七、能率増進、災害豫防、保健衛生等に關する展覽會の資料を蒐集して之を工業會の主催に係る展覽會に貸付すること
- 八、群馬縣工場協會會長よりの希望
- 九、工場協會主催の講演會又は講習會等に講師發派のこと

## 英國産業福利協會會章

英國の産業福利協會が各團體に於て總會を開催した際會長「ヨーク」公殿下より同會へ賜はられたる命令の一節を左に抜萃す。

吾人が團體として爲す可きことは産業福利主義及理想を廣く我が産業を通じて採用せしむる迄我會員の實行せる實例を他の雇主にも實行せしめんことを努むるに至り、此重要な事業が産業福利協會に依りて企圖されずんば現今果して何人か之を爲すべしや。